

【Web資料V-④ 争議行為に関する最高裁判決と裁判例】

[争議行為の正当性：政治スト]

三菱重工長崎造船所事件・最2小判平成4年9月25日

「使用者に対する経済的地位の向上の要請とは直接関係のない政治目的のために争議行為を行うことは、憲法28条の補償とは無関係なものと解すべきことは、当裁判所の判例（最高裁昭和43年（あ）第2780号同四八年4月25日大法廷判決・刑集27巻4号547頁）とするところであり、これと同旨の原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違憲はない。」

[正当でない争議行為に対する民事責任]

書泉事件・東京地判平成4年5月6日

「争議行為が集团的団体行動の性質を有していることは事実であるとしても、そのことが直ちに個々の組合員の行為が法的評価の対象外となるとの結論には結びつかず、むしろ[被告組合]組合員の行動は一面社団である[被告組合]の行為であると同時に、組合員個人の行為である側面を有すると解されるから、組合員個人についても前記のとおり不法行為責任が成立するものというべきである。」

[ロックアウト]

丸島水門製作所事件・最3小判昭和50年4月25日

「使用者に対し一切争議権を否定し、使用者は労働争議に際し一般市民法による制約の下においてすることのできる対抗措置をとりうるに過ぎないとするは相当でなく、個々の具体的な労働争議の場において、労働者側の争議行為によりかえって労使間の勢力の均衡が破れ、使用者側が著しく不利な圧力を受けることになるような場合には、衡平の原則に照らし、使用者側においてこのような圧力を阻止し、労使間の勢力の均衡を回復するための対抗防衛手段として相当性を認められるかぎりにおいては、使用者の争議行為を正当なものとして是認されると解すべきである。」

「ロックアウトが正当な争議行為と認められるか否かは、個々の具体的な労働争における労使間の交渉態度、経過、組合側の争議行為の態様、それにより使用者側の受ける打撃の程度等具体的諸事情に照らし、衡平の見地からみてこれを決すべく、このような相当性を認められる場合には、使用者は、右ロックアウト期間中における対象労働者に対する個別労働契約上の賃金支払義務を免れる。」

第一小型ハイヤー事件・最2小判昭和52年2月28日

「思うに、個々の具体的な労働争議の場において、労働者の争議行為により使用者側が著しく不利な圧力を受けることになるような場合には、衡平の原則に照らし、労使間の勢力の均衡を回復するための対抗防衛手段として相当性を認められるかぎりにおいては、使用者の争議行為も正当なものとして是認されると解すべきであり、使用者のロックアウトが正当な争議行為として是認されるかどうか、右に述べたところに従い、個々の具体的な労働争議における労使間の交渉態度、経過、組合側の争議行為の態様、それによって使用者側の受ける打撃の程度等に関する具体的諸事情に照らし、衡平の見地から見て労働者側の争議行為に対する対抗防衛手段として相当と認められるかどうかによってこれを決すべく、このような相当性を認めうる場合には、使用者は、正当な争議行為をしたものとして、右ロックアウト期間中における対象労働者に対する個別的労働契約上の賃金支払義務を免れるものというべきである（最高裁昭和44年（オ）第1256号同50年4月25日第3小法廷判決・民集29巻4号481頁、同昭和48年（オ）第267号同50年7月17日第1小法廷判決・裁判集民事115号465頁参照）。そして、このようなロックアウトの相当性の要件は、その開始の際必要であるのみならず、これを継続するについても必要であると解すべきことは、当然といわなければならない。」